

FP 相 続 新 聞 【相続貧乏にならないために】

事業承継時の納税猶予額が「全額」に！

平成30年 6月号

中 小企業経営の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置として H21 年からスタートしたものの、

あまりにも適用条件が厳しすぎて殆ど利用されてこなかった後継者への自社株承

継時の納税猶予制度が、事業承継しやすい今年から



大きく改正されました。これまでは、対象となる株式数は発行済株式数の3分の2迄であり、且つ、その相続税の80%しか納税猶予されませんでしたので、適用されても、高額な税負担が生じることがありましたが、新制度(適用期間は今後10年)では、上限が撤廃され、自社株を贈与又は相続によって後継者が承継する際には、その株式等に係る税は全額納税猶予されることになりました。

●そして、もう一つ現行制度普及の大きなネックとなっていた、承継後5年間平均8割の雇用を維持しなければ認定が取り消され、猶予税額の全額を納付しなければならないという厳しい条件が、新制度においては5年平均の従業員数が80%を下回った場合でも、「下回った理由」を記載した書類(税理士・商工会議所等指定機関の意見記述要)を提出すれば認定が取り消されないことになりました。

●又、これまでは1人の先代経営者から1人の後継者への贈与・相続に限られていましたが、新制度では、親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象とし、中小企

業経営の実情に合わせた多様な事業承継を支援することとなりました。

●この新制度の納税猶予を受けるには、先ずH30年4月1日～H35年3月31日迄の間に「特例承継計画」を知事に提出して経営承継円滑化法の認定を受けていることが要件となりますので、事業承継を予定している場合は、取りあえず期限までに認定を受けておくことをお奨めします(届出書類はA4サイズ1枚裏表の簡単な書式です)。そして、適用期限のH39年末日までに次期後継者に自社株の贈与を行い、代表権を譲り、納税猶予の適用を受けます。その納税猶予を受けた後継者は、5年以上代表者として経営を継続した後、この同じ事業承継制度を使って次の後継者に事業を承継することができれば、猶予された税金の支払いが最終的に免除されることとなります。

●つまり、1代目から2代目に承継したときの税金は、2代目が3代目経営者に事業承継できた場合には支払わなくてもよくなるという仕組みです。免除される迄に期間を要し、その間自社株の売却はできない等制約はありますが、築き上げた会社を継承させる時にこれまで大問題であった、換金性がないにも拘わらず高額になってしまうことのある自社株の贈与・相続税を納めなくても済むというこの新制度の利用は今後急激に増えるものと見込まれます。●又、この新制度を利用した節税対策として、例えば、①相続財産となってしまう社長の会社への個人貸付金を、増資に振替え株式化する。②家族名義に分散している自社株を社長が買取り、会社支配権の安定化とともに社長の保有株を増やす。③社長個人保有の現預金を、増資によって自社株に組替える、等の個人資産を減らし納税猶予額を多く受けるようにすることが考えられます。